

教育委員会会議録

令和 8 年 2 月定例会

(公開)

教育委員会議事録
(令和8年2月定例会)

- | | | | | | |
|---|------|---|---|--|--|
| 1 | 日付 | 令和8年2月19日(木) | | | |
| 2 | 場所 | えびなこどもセンター 2階 201会議室 | | | |
| 3 | 出席委員 | 教育長
教育委員 | 伊藤 文康
武井 哲也 | 教育委員
教育委員 | 藤吉 ひとみ
海野 望 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長

教育部次長

教育部参事兼
教育総務課長

教育部参事兼
就学支援課長
兼指導主事

教育部参事兼
学び支援課長

就学支援課主
幹兼就学支援
係長

就学支援課健
康給食係長 | 江下 裕隆

吉川 浩

近藤 直樹

山田 圭

田中 歩

菅野 英輝

柳本 巖 | 教育部教育支援
担当部長兼教育
支援担当次長事
務取扱兼教育支
援課長事務取扱

教育部参事兼教
育総務課文化財
担当課長兼文化
財係長事務取扱
兼郷土資料館長
兼歴史資料収蔵
館長

教育部参事兼教
育支援課教育支
援担当課長兼教
育支援センター
所長兼指導主事 | 麻生 仁

押方 みはる

小藺 洋 |
| 5 | 書記 | 教育総務課総
務係長 | 小林 亮介 | 教育総務課主事 | 檀上 哲史 |
| 6 | 傍聴人 | 1名 | | | |
| 7 | 開会時刻 | 午後3時31分 | | | |

8 付議事件

(1) 教育長報告

(2) 報告事項

日程第 1 報告 第 3 号 条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市
学校給食費に関する条例）

日程第 2 報告 第 4 号 令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のう
ち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第 3 報告 第 5 号 令和 8 年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する
部分に係る意見の申出について

(3) 審議事項

日程第 4 議案 第 4 号 令和 8 年度（令和 7 年度対象）教育委員会事務の点
検・評価実施方針及び評価対象について

日程第 5 議案 第 5 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
の一部改正について

日程第 6 議案 第 6 号 海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確
保措置実施計画の策定について

日程第 7 議案 第 7 号 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正
について

日程第 8 議案 第 8 号 第 3 期海老名市社会教育計画の策定について

(4) 審議事項（非公開）

日程第 9 議案 第 9 号 市費非常勤講師の配置について

9 閉会時刻 午後 5 時18分

○伊藤教育長 本日は濱田委員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望がございます。傍聴人につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

本定例会の議事録署名委員は、武井委員、海野委員にそれぞれよろしくお願いします。

それでは、教育長報告をいたします。

初めに、主な事業報告です。

1月20日(火)は、前回の教育委員会1月定例会でございました。教育課題研究会、有馬小学校でフルインクルーシブ教育保護者との対話の場、海老名青年会議所との面会がありました。教育委員会賀詞交歓会ということで、皆さんにも来ていただきました。

21日(水)は、杉本小学校と有鹿小学校でフルインクルーシブ教育保護者との対話の場を2校で行いました。東柏ケ谷小学校三世代交流グラウンドゴルフ大会がありました。海野委員もいらっしゃいました。私は今年もホールインワンができませんでした。海老名市医師会新年会と海老名青年会議所新年会が行われました。

22日(木)は、フルインクルーシブ教育調査研究部会がありました。上星小学校でひびきあう教育実践研究発表会が行われました。

23日(金)は、神奈川フィルハーモニー小学校4年生音楽鑑賞会が開かれました。午前の途中から今泉小学校で太田市教育委員会行政視察を受けたところでございます。

25日(日)は、海老名市駅伝競走大会・えびなっこ駅伝、新春はやし叩き初め大会、そして、私は海老名むかし語りの会にも出席しました。

26日(月)は、えびなっこしあわせプラン推進委員会が行われました。

27日(火)は、教育委員会1月臨時会ということで、皆さんに集まっていただいて、教育委員会の学校給食費に係る方針について、決定いたしました。教育課題研究会も行いました。教職員こころの相談事業の相談員との面談ということで、海老名市独自で教職員のこころの相談を行っているのですが、その相談員がここで変わるということで、その方と面談を行いました。初任者授業参観で社家小学校に行きました。

28日(水)は、市長定例記者会見、外国語教育推進協議会、いじめ問題対策連絡協議

会、相模獣医師会賀詞交歓会が行われたところでございます。

29日（木）は、学校応援団説明会、よりよい授業づくり学校訪問で大谷小学校に行きました。「ぽっぷこーん」との面会がありました。大谷中の卒業生の方々です。部活動推進協議会、元杉本小学校の保護者との面会がありました。令和8年度海老名市新採用予定教職員面接が始まったところでございます。びなマルシェ・びなる一む展ということで、びなる一む、教育支援教室の子どもたちがお菓子の販売と自分たちの作った作品展を行ったところでございます。

30日（金）は、ひびきあう教育実践研究発表会が有鹿小学校で行われました。私はさつき会市政報告会に参加しました。

2月1日（日）は、皆さんにも来ていただいて、オアフクラブ学童保育で総合教育会議がございました。午後は福祉のまちづくりポスター作文コンクール表彰式に参加しました。

2日（月）は、朝のあいさつ運動が大谷小学校であり、そのままフルインクルーシブ教育朝会を行いました。令和8年度海老名市新採用教職員予定教職員面接を行いました。

3日（火）は、2月校長会議、そして、チーム海老名講演会に出席しました。

4日（水）は、小学校英語専科教員公開授業研究、ノジマステラ激励会に参加しました。

5日（木）は、フルインクルーシブ教育朝会で有馬中学校に行きました。ひびきあう教育実践研究発表会が海老名中学校でありました。今年度のひびきあう教育実践研究発表会は、上星小学校、有鹿小学校、海老名中学校の3校で行いました。

6日（金）は、大谷中学校で初任者授業参観、そして社会教育委員会会議ありました。今日、ご審議いただく新たな社会教育計画について話し合いを行ったところでございます。

7日（土）は、海老名市PTA連絡協議会活動研究集会が文化会館小ホールでありました。

9日（月）は、県・市インクルーシブ教育推進会議が行われました。初任者授業参観で海西中学校に行きました。

10日（火）は、午前に県市町村教育委員会教育長会議、午後に県央教育事務所管内教育長会議がありました。

12日（木）は、2月教頭会議、教育支援委員会、最高経営会議、あとは臨時校長会議を行ったところでございます。

13日（金）は、不登校支援団体連絡会、フルインクルーシブ教育市民学習会を行いました。

14日（土）は、元海老名市医師会長高橋先生受賞祝賀会に出席しました。

15日（日）は、すてきな仲間づくり相談会、こどもセンターでの青少年指導員連絡協議会相模風作り研修会を見させていただきました。

16日（月）は、フルインクルーシブ教育朝会で有馬小学校、校長連絡会がありました。そして、杉本小学校でフランス交流授業が行われましたので、それを見に行きました。東海大学面会（教育実習交流）は、東海大学に教育学部ができ、小学校の先生を養成するような形になりましたので、海老名市との交流のある教育実習等を進めてほしいということで挨拶に見えられました。みんなで取り組む学校づくり推進委員会がありました。

17日（火）は、特別支援学級親の会という支援級の保護者の方の集まりがありました。子育て支援チーム会議、令和7年度初任者研修終了時研修会ということで、1年間、初任者研修をした教員たちの終了時の研修を行いました。奈良女子大学生との面会がありまして、海老名市は学校プールをなくして、市営プール、公立、公営プールで行っていること、どのようにしてそのように進められたかということの研究して、卒論にしたいということで、その話を私に聞きに来ました。

18日（水）は、フルインクルーシブ教育朝会で中新田小学校、現職教育運営協議会ということで、来年度、海老名市の様々な教員用の研修会の計画について話し合いました。青少年健全育成連絡協議会が行われました。不登校支援団体ぼちぼち代表者との面会がありました。

19日（木）、今日は、教育委員会2月定例会、教育課題研究会、午前中は教育支援センター運営協議会を行ったところでございます。

これが主な事業報告でございます。今月もよく働いたなと思っています。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 今日には案件も多いようですので進めたいと思います。

次は、私のコメントで「一年のまとめ」ということで、学校は、3月11日、皆さんにもご出席いただきますが、中学校の卒業式、3月19日が小学校の卒業式、25日は修了式ということで、1年間のまとめで、終業式が修了式という形になります。学校の1年間の教育活動のまとめは、市としても子どものまとめでもあります。学校のまとめというの

は、毎年各学校が学校教育計画をしっかりとつくっているのです。それについて1年間のまとめをするのです。その中には、教育課程や時間割も含めて、学校行事、校内研究、児童生徒指導、支援、保健、給食の指導、領域ごとに、私がいた頃は1学期末ぐらいから年度末反省ということでそのまとめをして、次年度の教育計画に向けての検討、協議を行います。これは前回も話しましたが、今はパソコンで文章を変えられるが、昔は全然変えられなかったもので、日付と担当者の名前を変えて、同じものが毎年出てくる学校、前例踏襲でやっていたのですが、今は毎年先生たちが見直しを図りながら進めていただいているので、ありがたく受け止めているということでございます。

子どもたちのまとめは、私が学校にいたときは、4月の初めの学級集合写真は、桜の木の下等で撮っていて、身近にいとあまり感じないのですよ。それと、目の前の学級の子どもと比べると、みんなすごく顔つきがしっかりしたり、成長していることをすごく実感するのです。だから、よく話しますが、皆さんも親戚のお子さんと久しぶりに会うと、大きくなったねと言うだろうが、自分では気がつかないが、久しぶりに見る人にとっては、その成長を目の当たりにしているというのが実際のところでございます。

我々教職員はプロとして、毎年毎年、公的な書類にその子の1年間の記録を記載します。それ以外に通知表で家庭に連絡するのですが、皆さんも覚えがある、我々がやっていた頃は、相対評価ということで、5、4、3、2、1という5つの段階の基準があるので。5は5人まで、4は10人まで等、人数が全部決まっていたのです。1はつけなくもよかったのですが、そうすると、すごく勉強した子も3なのです。それを要するということにはかなりの努力が必要なのです。

それで、通知表を1年間の最後に渡すと、子どもたちは陰に隠れて見ます。勉強ができる子はいいのです。でも、何も言えない子もそこにはいて。でも、その子たちが勉強していなかったかということ、全然そんなことはなくて、本当にみんなよく勉強しているので、そういう意味で言うと、子どもたちの1年間のまとめとなると、通知表だけではどうにもならないなと思って、私は終業式とか修了式の時、1人5分ずつ、その子の頑張ったことを話したのです。だけど、すごい長い時間がかかって、みんな飽きてしまって。でも、目の当たりにしている私にとっては何分でもしゃべれるのです。その子のいいところ、その子の頑張った1年間。その次の年は、これはまずいなと思ったから、作文にして、要するに原稿用紙に書いて、みんなに配ったのです。

でも、私の自分の経験上、何が課題かということ、勉強は大人になってからのほうが大

事。子どもの頃に学校が勉強することを嫌いにさせるということは、私は、それを二次障害と言うのですが、学校でずっと頑張ってもそういう評価をされると、俺は勉強ができない人間だ、俺は勉強なんかしたくないと思う子を勉強させることのほうがとても難しく。だから、私がここに書いているように、学校が勉強を嫌いにさせないためには、毎年毎年、「来年も頑張ろう」や「中学校に行ったら頑張ろう」、「高校に行ったら頑張ろう」という次のステージに向かわせることが1年のまとめだなと私は思っていて、校長たちにも言うのです。

だから、学校では1年のまとめ、1年間、よく頑張ったことを認めるのですが、来年、どうしようかというために1年のまとめをする。子どもたちの次の年の意欲を持たせるために1年のまとめをするというのがまとめの考え方だなということをここに書いたということでございます。

おそらく、そこに座っている方々はみんないい思いをした方々かもしれませんが。ただ、学びを嫌いにしないで、ここに来られたことをありがたく思うところでございます。私からは以上でございます。

それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第3号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）を議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** それでは、資料の1ページをご覧ください。報告第3号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）につきましてご説明申し上げます。こちらは、令和8年2月24日から行われます令和8年第1回海老名市議会定例会に提案する海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に係る意見の申出について、急施を要したことから海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたしますのでございます。

資料2ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げたとおり、対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規

定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件は、海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

4、海老名市長からの文書につきましては資料3ページに、5、教育委員会からの申出文書につきましては資料8ページに添付してございます。

それでは、資料2ページへお戻りください。6、スケジュールでございます。令和8年2月24日開会の令和8年第1回海老名市議会定例会に上程予定となっております。

7、根拠法令（抜粋）につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご高覧いただきますようお願いいたします。

それでは、詳細につきましては柳本健康給食係長からご説明いたします。

○健康給食係長 条例の内容につきましては、1月の臨時教育委員会で趣旨を決定させていただいたものになります。資料の5ページに条例の改正文を掲載させていただいております。こちら、現在の海老名市学校給食費に関する条例の附則に追加事項を加えるということで、1つは学校給食費の抜本的な負担軽減に係る令和8年度における小学校給食費の特例として、附則の6に、令和8年度における別表小学校の項の規定の適用（保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助で学校給食費に関するものを受けている場合を除く。）については、同項中「59,680円」とあるのは「2,480円」とする。もう1つは、物価高騰に係る令和8年度における中学校給食の特例といたしまして、7項に、令和8年度における別表中学校の項の規定の適用については、同項中「73,800円」とあるのは「59,400円」とする。別表小学校の項中「59,675円」を「59,680円」に改めるものになります。資料といたしまして新旧対照表を資料6ページに記載させていただいております。

初めに、7ページからご覧いただきたいのですが、右側が旧で、現在の給食費になってございます。小学校が年額5万9675円、中学校が7万3800円になってございます。これを令和8年度につきましては、小学校を5万9680円に変えて精査させていただいた上で、6ページにお戻りいただきまして、附則の6でございますが、令和8年度以降、国による学校給食費の抜本的な負担軽減ということで、国の交付金制度が創設されまして、これにより月額5200円、年に直すと5万7200円が交付金として給食を実施する自治体に対して支援されることが現在国で進められておりまして、それが国で予算化されますと、年額で5万7200円が児童1人につき自治体に支援されることとなります。これを受けまし

て、給食費の 5 万 9680 円と国からの交付金制度の差額の 5 万 7200 円の差額の 2480 円を令和 8 年度の小学校給食費と附則で定めているものでございます。

続いて、7 項につきましては令和 8 年度の中学校給食の特例となりまして、中学校給食につきましては国の交付金制度の対象とはなっておりませんので、現在市で、物価高騰分につきましては市費、公費で負担している部分を継続し、7 万 3800 円を 5 万 9400 円という形で令和 7 年度と同じ保護者負担額とさせていただきまして、差額となる 1 万 4400 円につきましては市の公費負担とするものでございます。この件につきまして市から意見照会があったことについて、教育委員会として意見なしということで回答させていただいたものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 ただいまの説明対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

これは皆さんのほうで 1 月臨時会で決定したものに基づいて改正していただくということでございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、報告第 3 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、報告第 3 号を承認いたします。

続いて、日程第 2、報告第 4 号、令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料 9 ページをご覧ください。報告第 4 号、令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてご説明申し上げます。こちらは、令和 8 年 2 月 24 日から行われます令和 8 年第 1 回海老名市議会定例会に提案する令和 7 年度海老名市一般会計補正予算（第 12 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたすも

のでございます。

資料10ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げたとおり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件は、令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）のうち教育に関する部分でございます。

4、海老名市長からの文書につきましては資料11ページ、5、教育委員会からの申出文書につきましては資料12ページに添付してございます。

資料10ページへお戻りください。6、根拠法令（抜粋）につきましては、後ほどご覧いただきたく存じます。

続いて、資料13ページをご覧ください。令和7年度海老名市一般会計補正予算（第12号）【教育委員会所管部分】の資料でございます。

1、歳入歳出予算補正の（1）歳出でございます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、細目2小学校管理経費、細々目2小学校維持管理経費でございます。所管課は教育総務課でございます。補正前額は2億9943万8000円、補正額600万円で、補正後額は3億543万8000円でございます。補正理由といたしましては、猛暑の影響を受け、空調稼働期間が増えたことなどにより、電気水道料の不足が見込まれるためでございます。

続きまして、同じく4項社会教育費、3目図書館費、細目2図書館維持管理経費、細々目4図書館維持管理経費でございます。所管課は学び支援課でございます。補正前額は4億7916万2000円、補正額は902万5000円で、補正後額は4億8818万7000円でございます。補正理由としましては、海老名市立図書館の指定管理料について、人件費の増及び燃料費等の高騰により光熱水費の不足が見込まれるためでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○伊藤教育長 これも来週火曜日からはまる市議会第1回定例会に上程される補正なのですが、ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武井委員 人件費及び光熱水道費なのですが、人件費は最低賃金が上がった影響と把握すればいいですか。

○教育部長 はい。

○武井委員 光熱費の部分に関してはどういったところが一番多く上がったのか、ご説明をお願いいたします。

○学び支援課長 光熱費に関しましては、電気、水道、ガスになるのですが、主にガスの部分で大きく跳ね上がっているところがございます。諸物価等の高騰というところで、中央図書館から、昨年末から調整を図りまして、その中で申出があったところになります。

○武井委員 ガスも入るのですね。

○学び支援課長 そうです。

○伊藤教育長 必要経費として不足分が補われているということです。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第4号を承認いたします。

続いて、日程第3、報告第5号、令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料14ページをご覧ください。報告第5号、令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてご説明申し上げます。こちらは、令和8年2月24日から行われます令和8年第1回海老名市議会定例会に提案する令和8年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたすものでございます。

資料15ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。こちらは、先ほど申し上げたとおり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第

3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件でございます。こちらは令和 8 年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分でございます。

4、海老名市長からの文書につきましては16ページに、5、教育委員会からの申出文書につきましては17ページに添付してございます。

資料15ページへお戻りください。6、根拠法令（抜粋）につきましては記載のとおりですので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、別冊資料 1 の令和 8 年度教育部予算説明資料をご覧ください。表紙の教育部の基本的な考え方でございます。

教育総務課においては、教育委員会会議や総合教育会議の円滑な運営を図り、教育に関する情報を発信することで、教育行政に対する市民理解の向上を図ります。また、児童生徒の学習環境の整備や安全確保を図るため、学校施設再整備計画に基づき、学校施設の改修及び維持管理や補修等を行うとともに、今泉小学校の児童数の大幅増に対応するため、今泉小学校の校舎増築工事を行います。そのほかにも、海老名の歴史と文化を後世に伝えるため、文化財の調査、保存等を行うとともに、文化財の公開や利活用を図り、普及啓発を推進します。

就学支援課においては、県費負担教職員の人事に関すること、児童生徒の就学に関すること、児童生徒の安全や健康に関すること、学校給食に関することをを行います。令和 8 年度から中学第 1 学年まで35人学級が実施されることに伴い、市費教職員を様々な学校課題改善に重点を置いて配置いたします。また、市内小中学校に在籍する児童生徒に魅力ある給食を提供することで、食の保障を行っています。「海老名の子どもたち、ひとりひとりの『おいしい笑顔』のために」を基本理念として、安心で安全な学校給食の提供に努めます。

教育支援課においては、海老名市の教育理念である「ひびきあう教育」を推進するため、「えびなっこしあわせプラン」を継続し、実践的教育活動に取り組んでいきます。また、児童生徒の英語力を強化するとともに、ICT環境を充実し1人1台端末を活用した授業の実践を行います。児童生徒の保護者への負担軽減を図るため、引き続き野外教育活動や修学旅行への参加費用を援助します。教育支援センターにおいては、心理及び福祉等の専門家による相談対応や、学校等関係機関との連携等による課題解決に向けた支援を行うとともに、不登校状態にある児童生徒に対し専任教員等による集団への適応指導等を行

い、学校復帰や将来的な自立を支援します。さらに補助指導員や介助員等を学校に派遣し、児童生徒ひとりひとりのニーズに寄り添った教育活動を支援することにより、フルインクルーシブ教育を推進していきます。

学び支援課においては、夏休み中に子どもが体を動かして遊べる場所として、試行的に学校体育館の開放を行います。学童保育支援事業については、事業者への運営補助や施設の耐震対策補助、学童利用者のうちスクールライフサポート認定世帯を対象とした保育料補助等により支援を継続していきます。図書館については、大規模改修から10年が経過した中央図書館について、外壁タイル全面検査と、漏水発生箇所の補修工事を行います。また、市民講座「まなB I N A」を開催するほか、20歳を対象とした「二十歳の祝典」については、実行委員の主体的な企画、運営による開催を継続します。

2 ページをお開きください。教育部の主要な施策でございます。新規事業といたしましては、インクルーシブ教育推進事業費ほか4件でございます。

3、事務事業の見直し・創意工夫等でございます。まず、教育総務課におきまして、校舎空調設備について、機器設置から15年以上経過したことに伴う機器の老朽化や、夏季の酷暑による熱中症対策などを考慮し、校舎空調設備改修工事実施時期の前倒しを検討します。

次に、就学支援課におきまして、教材費無償化について、保護者や学校関係者等の意見及び物価高騰を踏まえ、教材費支援の内容を見直し拡充します。

次の教育支援課におきましては、3点ございます。1点目は、充実した教育環境の確保に向け、教職員へのICT面でのサポートの強化として、情報教育支援員の派遣日数配分を調整し、また、全小学校に統一した学習支援ソフトを運用して、ICT教育のさらなる推進を図ります。

2点目は、修学旅行保護者負担軽減補助金について、保護者負担軽減策として、物価高騰に対応した修学旅行補助金額の引上げを行います。

3点目は、相談員として作業療法士を配置し、相談が最も多い神経精神（発達）の分野に詳しい作業療法士を配置し、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

最後に、学び支援課におきまして、学童保育クラブ医療的ケア児受入補助として、医療的ケア児受入れのため、看護師等雇用にかかる経費を補助することで、児童が安心して過ごせる環境整備を支援します。

3 ページをご覧ください。4「SDGs への取組み」及び5、DX（デジタルトランス

フォーメーション)への取組につきましては、記載のとおりとなっております。

また、4ページに、継続費、債務負担行為の一覧をつけてございます。

なお、地方債につきましては該当がございません。

5ページ以降に主な歳入歳出予算額の推移をつけておりますので、後ほどご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上が令和8年度当初予算のうち、教育委員会が所管する部分の概要でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。

○伊藤教育長 令和8年度教育部の予算概要ということで教育部長から説明がありました。ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武井委員 予算説明資料の8ページの上から2段目の就学支援課、要保護児童援助費なのですが、備考欄の一番下ですね。「対象人数の減少に伴う減額」とあったのですが、対象人数が減ったことについての説明を聞きたいのが1つと、もう1つは11ページの一番上の段ですね。教育支援課の公立学校における帰国・外国人児童生徒等教育推進事業費なのですが、この理由といたしまして「令和8年度から当初予算に組み込んだため増額」となっているのですが、これは例えば外国人の生徒が増えたとか、そういった理由か何かだと思うのですが、そのご説明を聞きたいと思ひまして質問させていただきます。

○就学支援係長 では、ご説明いたします。要保護児童援助費が減額されている理由ですが、こちらは生活保護を受けている児童が修学旅行を受けるときの費用となっております。毎年生活保護を受けている児童の学年構成が変わってくることで、来年度6年生になる人数の見込みが少ないことから減額されたものでございます。

○伊藤教育長 修学旅行費の分、たまたま6年生の子どもが少ないことが、今の5年生の人数から分かります。

○武井委員 こんなに変わるものだと思います。

○伊藤教育長 帰国子女と外国籍は教育支援課ですか。

○教育支援担当部長 確認しないと分からないので、後ほどご説明いたします。

○伊藤教育長 では、確認して、後ほどでもよろしいですか。

○武井委員 大丈夫です。

○海野委員 3ページのD Xの件で、教育支援課で「電子黒板を順次導入します」と書いてあるのですが、今までプロジェクター等を使っていて、電子黒板に替えることによってどんなメリットがあるのでしょうか。

○教育支援担当部長 電子黒板への入れ替えは、今使っているプロジェクターのリースアップに伴って、新しくプロジェクターを入れる代わりに電子黒板を入れ始めています。電子黒板は、簡単に言うと、いわゆる i P a d のような、タブレットが黒板の大きさになっているイメージで、操作を手でやれたり、指で文字を書けたり、格段に作業性が高いのと、プロジェクターの一番の弱点だった部屋が明るいと画像等が見にくいといったことが解消されて、子どもからも非常に評判がいいので、段階的にプロジェクターは電子黒板に入れ替えていく予定であります。

○海野委員 格段にきれいに見えるようになるということですね。

○伊藤教育長 大型テレビが見やすいのと同じということですね。

○武井委員 それが生徒のタブレットにも移行したりするのですか。

○教育支援担当部長 そうです。授業支援ソフトとも連動しているので、子どもが書いた意見、30人分の意見がバーっと同時に見ることができます。

○武井委員 すごいですね。

○伊藤教育長 今のプロジェクターも黒板の半分を使ってしまうもので、皆さんも授業を見ていて分かると思うのですが、黒板は黒板でまた、教員たちとしては使いたいということがあるので、半分の分が違った場所に入るだけでも、授業としての効率は上がるかなという感じです。

○藤吉委員 15ページですが、給食材料費が大分変わって来ていると感じました。これは要望ですが、先ほどあったように「おいしい笑顔」ということで、粗末になるのではなく、給食を楽しみに来ている子どもも多いと思いますので、栄養面もバランスよく考えていただいて、「今日の給食、食べたいな」というようなメニューにしてください。今も「もぐもぐパクパク」という配信がありますよね。あのようなものも頑張ってやっていらっしゃるの、継続してやっていただきたいと思います。

○伊藤教育長 お楽しみ給食の説明をしてもらっていいですか。

○健康給食係長 現在、通常の給食とは別に、お楽しみ給食ということで、通常の1食当たりの単価に児童1人当たり200円を追加したメニューを、学期に1回提供させていただいております。例えば今年ですと、万博がありましたので、大阪にちなんだうどんや一説ではおいなりさんは大阪が発祥であるという説があったりして、そういった給食、現在開催しているイタリアの冬季オリンピックに関連したミラノ風のチキンカツといったメニューを学期に1回ずつ、小学校だけなのですが、今は年3回提供させていただいているもの

を来年度は、小学校だけにはなるのですが、年6回、学期に2回程度、通常では食べられないような行事やそのときに開催されている何かにちなんだものを提供させていただいて、ふだんとは違った給食を楽しんでもらって、食育という点でもこういった食にちなんだものを学んでいただく機会を提供させていただきたいと考えております。

○伊藤教育長 食材費の分ですが、保護者の方は、お金を出しても子どもたちにいいものを食べてもらいたいという思いが非常に強くて、それで公費負担分としては、先ほど言ったようにお楽しみ給食を2倍にして子どもたちに楽しんでもらうということで計上しているものでございます。

○健康給食係長 先ほど藤吉委員おっしゃいました15ページの給食材料費が減っておりますが、給食材料費というのは、保護者から頂いている給食費の金額になるのですが、この代わりに、12ページの一番下になるのですが、給食費負担軽減交付金とございまして、これが国、県からの交付金になりますので、先ほどの給食材料費が減った分は、今まで保護者の方に給食費として納めていただいたものがこの交付金という形で入ってきますので、実際、給食費として、この歳入を基に歳出していく金額については、15ページの材料費が減ったからといって減るものではございませんので、今までと同様、質と量を担保しながら提供していきたいと思っております。

○伊藤教育長 交付金が食材費に充てられるということです。

○武井委員 11ページの上から2番目の教育支援課なのですが、部活動指導員配置促進事業費なのですが、やはり昨年度より上がっている部分がありまして、現状はあまり分かっていないのですが、この傾向は各学校の部活がかなり充実してきてこの状態なのか、今は部活動の配置の人数が増えている状態で金額が上昇しているのか、ご説明をお願いします。

○教育支援担当部長 部活動、国がいろいろな方向性を示して、本市においても方針を策定して地域移行、今は地域展開と呼ぶようになりましたが、それに向けて取り組んでいるのですが、現状、海老名市の部活動の状況、生徒数の状況を見の中で、顧問の先生の異動や諸事情で部活動の運営、指導が難しいところに部活動指導員を配置しながら維持していくような取組を進めています。将来的にはさらなる地域展開を考えているのですが、そういった意味で令和8年度においても、人数にすると7名の部活動指導員を増員します。今ちょうど聞き取りをしているところなのですが、教員異動等が大体固まってきますので、次年度に向けて各校長先生が、この部活は顧問の先生の異動や事情で部活動の指導が厳し

いところに配置していくことで準備を進めています。そういった意味で増員のための増額と捉えていただければと思います。

○武井委員 これからまだ増える余地はある感じですね。

○教育支援担当部長 そうですね。取りあえず、数年間は指導員を増員していくことでのぐというか、対応していくしかないかなと考えております。

○伊藤教育長 ご承知のように部活動は、教職員が顧問として、本当にボランティアに近いような形でこれまで進めていただいているのですが、やはり働き方改革等の移行の中で、部活動に関わる顧問を担う選択については今後厳しい状況も考えられます。そうだとすると、それによって今活動する子どもたちに不利益があったり、活動ができなくなるということは教育委員会としては何としても防ぎたいので、顧問の先生の代わりに部活動の指導員という形で、顧問と同等の対応ができる指導員さんを増やしたいというのが1つの方向性として、これから進むと思います。

○武井委員 中学校を見ていても大分外部指導の人が増えてきたかと、何となく肌感覚で分かってきました。

○伊藤教育長 教育委員会の予算ということで、これで第1回定例会に上げて、承認を得た後の1年間、この事業を進めていきますので、その都度、教育委員の皆さんには意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第5号を承認いたします。

それでは続いて、審議事項に入ります。

日程第4、議案第4号、令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料18ページをご覧ください。議案第4号、令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象についてでございます。こちら

は、令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するに当たり、実施方針及び評価対象を定めたいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、近藤教育部参事兼教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 それでは、資料19ページをご覧ください。趣旨につきましては、ただいま教育部長が申し上げたとおりでございます。

2、実施方針案につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、3、評価対象事業でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定した海老名市教育大綱に掲げられております教育施策の5つの柱として位置づけた21の全ての事業であり、令和6年度対象事業として教育委員の皆さんにも点検・評価していただきましたが、その半数以上が見直し継続・拡大とした事業であることも含めて、今年度と同じような形で全てを対象としたいものでございます。

なお、点検・評価を行う事業の目的及び内容につきましては、その進捗状況等に応じて適宜見直しを図ることといたしております。

4、点検・評価の方法でございます。評価対象となる取組を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価いたします。

次に、資料20ページをご覧ください。5といたしまして、教育委員会が点検・評価を行うに当たっての法的根拠を抜粋で記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

資料21ページをご覧ください。令和8年度（令和7年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針でございます。1及び2につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

3、点検・評価方法についてでございます。こちらも先ほど説明しましたとおり、取組に加えて、PDCAサイクルにのっとり実施すること、また、評価方法は「A」「B」「C」の3段階で行うことを補足させていただいております。詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、資料22ページをご覧ください。4、外部知見の活用でございます。外部知見といたしまして、これまで同様、えびなっ子しあわせ懇談会委員に評価を依頼したいと考えております。

5、議会への提出及び市民への公表でございます。議会への提出は9月下旬を予定しております。また、議会へ提出した後に、ホームページや情報公開コーナーへ書類を配架し

まして、広く公表を図りたいと思っております。

次に、6、スケジュールです。今回大きく見直したのはこの部分となります。

まず、スケジュールを見直した理由をご説明したいと思います。令和8年度につきましては、令和9年度から運用します新しい教育大綱を策定していくに当たって、教育大綱の見直しを行う年になります。そのことに伴いまして、教育委員は当然なのですが、えびなっ子しあわせ懇談会の委員に対して、教育委員会の事務の点検・評価と教育大綱の見直しのそれぞれの討議を重複させることを回避したいということが第一義的にあります。その中で、教育委員やえびなっ子しあわせ懇談会委員の方々の負担感を少しでも緩和したいという考えの下でスケジュールを見直したものでございます。また、このスケジュールにつきましては、取り立てて、法律上や私どもの例規もないものですので、運用をうまく進める上で、早めにするのが可能と私どもで判断したので、今回提案させていただきたいと思っています。

そうすると、何年かに一遍変えなければいけないのではないかという話、議論が出てくると思うのですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、取り立ててこれを年度当初にやらなければいけないという法的な根拠は何もないものでございますし、去年私も異動してきて、初めて教育委員会定例会の場でこの内容を説明して、すごく記憶に残っているものの1つでございまして、タイトな中で、教育委員については8月の定例会前にお呼びだてして、突貫作業をしていただいた記憶がございます。そういうことを回避したいこともございまして、基本的には、今回お示しするスケジュールは今後もこのスケジュールで運用させていただきたいと思っておりますことをまずご理解いただければと思います。

このスケジュールに基づきますと、4月下旬をめどに担当課の評価の取りまとめを行いまして、4月下旬から6月下旬にかけて外部知見のえびなっ子しあわせ懇談会を開催して、評価を行っていただきます。7月中旬には教育委員の皆様に評価を行っていただき、9月議会への報告が最終目的になりますので、8月中旬の教育委員会定例会の場で報告書の内容の最終ご決定をいただきたいと考えております。報告書の作成が完了後、9月中に開催されます庁議（政策会議、最高経営会議）で報告させていただいて、その後、市議会への報告書の提出を行ってまいりたいと思っています。

実施方針の説明は以上となります。また、資料24ページ、25ページには教育大綱の5つの柱に掲げる21の事業、令和8年度（令和7年度対象）点検・評価対象事業一覧を掲

載しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○海野委員 ご説明、ありがとうございます。今回また事務の点検が始まるということで、いつもよりも早く始まるということで、外部知見の方のご意見をゆっくり聞けていいのかなと思います。確かにばたばたしているところがありましたので。

最終的に9月議会への提出は変わらないということで、その前にもっときちんと決めていこうということで大丈夫ですか。

○教育総務課長 まず、海野委員おっしゃっていただいたとおり、いずれにしても、えびなっ子しあわせ懇談会の委員に対してもそうですし、教育委員に対しても、かなり短い期間で評価を決定いただくスケジュールだったことは間違いないと思っています。令和8年度は、教育大綱の見直しがある年だという中で、えびなっ子しあわせ懇談会の委員にまず別の課題を協議してもらわなければいけない期間を設けます。同じような内容を一遍に協議してしまうと、点検・評価をやっているのか、教育大綱の見直しをやっているのか、分からなくなってしまうようにしたいというのが事務局側の考えでして、先ほど言ったとおり、教育大綱で定める計画期間の年、終わり年ごとにやると何年間か飛んでやることになりますので、事務局としてもそれは事務が煩雑になるであろうという見込みの中で、今回お示ししたスケジュールで今後も続けさせていただければ、改めてスケジュールを見直すことは少なくなるとい、ご提案をさせていただいております。

○武井委員 教育大綱の見直しは把握しているのですが、今回は教育大綱の見直しを踏まえながら実質点検・評価するということで、今は5つの柱なのですが、教育大綱が変わるときにはこういった形になっていくのかというところは次回検討しようかなと思っています。毎年点検・評価するに当たって、ある程度、何となく毎年同じような項目があったり、担当課の方々によって評価の仕方というか、表現の仕方が違って、分かりやすい課と分かりづらい課があったり、評価のしがいがあるようなこともありますので、今年度も全項目21事業ということなので、また教育委員ならではの評価をして、この事業を進めていきたいなと思った意見でございます。

○伊藤教育長 スケジュールの変更ということで、令和7年度対象ということは、もう令和7年度は終わっているんで、4月になってもうすぐに担当課は担当課でやれることなので、年度が終わってからということなのですが、スケジュール上は年度内に方法を決め

て、年度に入ったらすぐに評価することによって時間的な余裕が出ます。それから、次年度については、総合教育会議を経ながら新たな教育大綱を定めるという年になるので、それを並行して行うにしても、ちょっと余裕を持ったスケジュールで進めたいという担当課の話なのです。藤吉委員、よろしいですか。

○藤吉委員 はい。

○伊藤教育長 説明を受け入れていただいたような感じが私個人はしていますので、議案第4号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって日程第4、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程第5、議案第5号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料26ページをご覧ください。議案第5号、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。こちらは、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、小学校における入学式の決定方法及び夏季休業期間の変更等を行いたいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、菅野就学支援係長からご説明いたします。

○就学支援係長 では、ご説明いたします。27ページをご覧ください。海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正でございます。こちらの規則については、学校の学期始めや休み等、次のものを定めている規則でございます。今回改正しますのは、第3条第1項第4号、第3条第1項第5号、第14条第1項でございます。

まず、第3条第1項第4号については、学年始休業について定めているものでございます。学年始休業については4月1日から4月4日までと定め、その翌日を入学式及び始業式としております。さらに、小学校の入学式については、始業式の翌日に実施することを企図して現行定めてございますが、現行の規則では4月4日が金曜日の場合、入学式と始業式が同日となる場合がございます。これまでは必要に応じて附則を定めておりましたが、数年ごとに必ず発生するものであることから、本則で対応できるように改正するもの

でございます。

第3条第1項第5号につきましては、小学校の夏季休業について、教員の働き方改革の一層の推進を図り、夏季休業期間中の業務負担を軽減するとともに、2学期に向けた授業準備の時間を充実することで教育活動の質の向上を図るために、小学校については8月31日までに設定したいということで改正をするものです。

なお、中学校については、授業時数の確保を図る観点から変更はしないものでございます。

第14条第1項については、学校に置く総括教諭について主幹教諭を充てる旨記載しておりますが、主幹教諭についての定義がこれまで規則中に記載されていなかったため、改めて学校教育法の引用により定義するために改正するものでございます。

こちらの新旧対照につきましては29ページをご覧ください。右側が旧、左側が新たな改正のものになっておりまして、それぞれ申し上げたような形での改正をさせていただいております。こちらは4月1日付で施行させていただきたいと考えてございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

1つは、別表、皆さんに資料が行っていますが、何年間に1回、土日等の関係で、小学校における始業式と入学式が重なって行わざるを得ないような状況が出るので、その場合には始業式の次の日に入学式を行えるような形を定めておきたい。

もう1つは、小学校の夏季休業ということです。小学校は9月1日から第2学期の始業式をするということで、これは校長会と教職員の総意ということで、教育委員会に寄せられていましたので、そのような方向で進めたいということです。これについては中学校についても次年度検討したいということで話をしていますので、実際のところ、中学校は、学校が始まらなくても、部活動等で子どもたちはずっと活動していますので、同様なことだとは思います。

14条第1項というのは、総括教諭についての説明を学校教育法の引用によって定義していくということで、これまでの部分を補正する。ただ、この後、実を言うと、主務教育ということで、新たな職について国の規定があるので、それを県と市町村教委がどう受けるかというのは今検討しているところなので、また新たな職の部分について規定が続くとは思いますが、教育長会議に説明があっただけで、まだ検討中ということでござい

す。

ただ、その前に、総括教諭については、学校教育法の定めの主幹教諭に当たるというもののについては規定しておくということでございます。

以上3点ですが、皆さん、どうでしょうか。

○武井委員 大分働き方改革が進んできましたね。ここまで来たのかなと感じるようになりました。

○伊藤教育長 だから、小学校、早く学校が始まってくれないかなという保護者の方の意見もあるから。

○武井委員 保護者はそうでしょうが。

○伊藤教育長 あとは、その間、お願いしている学童保育事業者の方々にもそのことは早めに伝えて、このように夏休みは変わるということで、これでご決定いただいたら、このことについては保護者に早めに周知する必要はあると思います。

○就学支援課長 その周知の仕方なのですが、今日ご審議いただいて、ご承認いただければ、明日、保護者宛てには、変更があるということで保護者へ文書を出して、LINEも流させていただきたいのと同時に、明日、市のホームページ上でもこの期間に公表する予定となっています。

○伊藤教育長 あとは、先程言ったように、学び支援課と連携して、学童保育事業者にもしっかりその情報を伝えてください。

○学び支援課長 はい。

○武井委員 休みが長くなりますね。

○伊藤教育長 最初に学校現場から出てきたのは、とにかく暑くてということでした。でも、9月に入っても暑いから、それは理由にならないなと実際は言っている。それ以上に、第2学期始まるまでの準備、教員たちがもう少しゆったり準備して子どもたちを迎え入れたいということが第一義なのかなとは思っています。そういう中で、会議等も焦らず、また、学年等の打合せ等もしっかりやって、子どもたちを迎えるような形を取りたいという趣旨でございます。

○武井委員 分かりました。

○伊藤教育長 海老名は結構休業期間が長いですが、休みとなっても研修がずっと続いたり、後半は会議がずっと続いたりするので、教員もリフレッシュして休む時間をしっかり取って、なおかつ2学期の準備もしてということは必要になるのかなとは思っています。

昔はいっぱい休めたよね。

○藤吉委員 はい。

○伊藤教育長 でも、そういう準備は必要ですよ。

○藤吉委員 教材研究として休みますから。

○武井委員 先生の研究期間として。

○伊藤教育長 保護者の方、海野委員でも、武井委員でも、PTA会長等をやられた経緯があるので、日々学校、教員たちがどれだけ忙しい時間の中、1学期、2学期を過ごしてきたかは十分承知しているので。

○武井委員 海老名市は、学校が終わる間と給食が始まるまでの期間がほかの市町村より短いような気がして、意外とぎりぎりまで給食が出る、新学期が始まってもしすぐ給食になるというのは、お母さんたちは助かっていると言っていました。うちのパートさんたちは子どもがお休みだと来なくなります。来なくなってもいいのですが、いろいろな障害は出ます。

○伊藤教育長 それなりの準備をするためにも、早めに周知をして、ご理解いただくような形をとります。武井委員の事業にどう関わるかは、教育委員会としては何とも言いようがないのですが。

○武井委員 この期間は来なくなるなと思いましたので。

○就学支援課長 今、給食の提供のことがあったのですが、小学校で185食。その分が、夏休みが延びることによって提供日数自体が減ってしまうので、来年度については、1学期と2学期の終業式の日にも給食を提供するという形で対応を考えています。

○武井委員 それは、保護者は助かると思います。

○伊藤教育長 今、山田就学支援課長が言ったことも校長会との話の中で、その分、給食がなくなるのではなくて、終業式の日も給食を出すということは、学校としても共通理解ができています。

○藤吉委員 学校はいいと言っているのですか。

○伊藤教育長 もちろんです。

○藤吉委員 31日までお休みになると、来年度の行事の予定等で、9月頭にすぐ野外教育活動等が入っている学校はなかったのですか。

○就学支援課長 この話が上がったのは、夏の終わりぐらいの頃で、校長会からご要望がありました。実はもうその段階で、修学旅行や遠足等が9月の頭、例えば9月2日。要す

るに始業式の翌々日ぐらいに予定されていたところがあったのですが、それはもう校長会で責任を持って対応するというので、日程を変更して対応していらっしやいます。

○伊藤教育長 このやり取りは早い段階でやったので、次年度の学校教育計画については、各学校、その旨で事前に計画を立てていますから大丈夫です。

ご質問等もないようですので、議案第5号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程第6、議案第6号、海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料31ページをご覧ください。議案第6号、海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてご説明申し上げます。こちらは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、海老名市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定したいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、山田就学支援課長からご説明いたします。

○就学支援課長 別冊資料2をご覧ください。海老名市立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてご提案させていただきます。

資料1ページをご覧ください。1、計画の趣旨・現状でございます。(1)計画の趣旨、本計画は、海老名市立学校教職員の働き方を見直すことで、校務全体の効率化を図り、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、子どもたちへの質の高い教育活動を実現するため、研修・研究・授業改善等に取り組める環境を整備するために策定するものです。海老名市では、教職員の人間性や創造性を高め、教職員としての自信と誇りを持って働ける、働きやすさと働きがいの両立した職場環境を目指してまいります。

(2)本市の現状です。本市では、令和2年3月に海老名市立学校教職員の働き方改革推進プランを定め、教職員の在校等時間の縮減も含め、教職員の業務改善、負担軽減の方針を示しました。それに基づき、本市では、これまで教職員の働き方改革(教職員の負担

軽減）として以下の項目に取り組んできました。

取組の例でございます。海老名市ではかなり先進的にいろいろなことに取り組んできたという自負がございます。

2 ページをご覧ください。中段 2 の目標です。本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。（１）長時間勤務の是正です。時間外在校等時間、月 45 時間超の教員の割合の 0 % を目指します。年 360 時間超の教員の割合も 0 % を目指します。

（２）ウェルビーイングの向上です。「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合の 80 % を目指します。「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80 % を目指します。なお、この目標については、令和 7 年 3 月に、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会が共同で出した神奈川の教員の働き方改革加速化宣言の中に盛り込まれている働き方改革に関する指針の目標と同様のものとなっております。

3、計画の期間、令和 8 年度から令和 10 年度までです。

4、実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてでございます。本計画では、国が示す学校または教師の業務の 3 分類を踏まえ、本市の実情に応じて、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を定めております。国からは 19 観点示されていますので、それに基づいて我々のほうでも 19 観点決めました。項目だけ読み上げさせていただきます。

（１）「業務の 3 分類」を踏まえた業務見直しのア、学校以外が担うべき業務、①登下校の通学路における日常的な見守り活動等、②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応、③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）、④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等。4 ページに行きます。⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応。

次、項目イ、教師以外が積極的に参画すべき業務の分類です。⑥調査・統計への回答、⑦学校の広報資料・ウェブサイトの更新作業、⑧ I C T 機器の管理補助、⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理、⑩校舎の開錠・施錠、⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮。5 ページに行きます。⑫校内清掃、⑬部活動。

ウ、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の分類です。⑭給食の時間における対応、⑮授業準備、⑯学習評価や成績処理、⑰学校行事の準備・運営、⑱進路指導の準備、⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応です。

6 ページ、7 ページには、学校における措置の推進であるとか、教職員の健康及び福祉

の確保に関する取組が示されておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

今後ですが、今日ご承認いただければ、3月の校長会で報告させていただいてホームページ掲載。それから、これについては総合教育会議での内容の報告が求められていますので、令和8年度第1回総合教育会議においてこの内容について報告する予定になっております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○伊藤教育長 ただいまの説明対しまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

教職員の給与等に関する特別措置法が改正されて、その給料についてはこれから上がっていくことが約束されて、その条件の一つとして、働き方改革に期する計画を全国の市町村で、県がその前にあるので、県と市町村で計画を立てることが1つの義務というか、指示があって、それについて海老名市教育委員会として、実はこれまでも海老名市は先駆的にやってきたのですが、それに沿った形で今回実施計画を策定したいということでございます。

○海野委員 意見ですが、いろいろ見ていて、やはり先生たちの仕事は会社員のようにはいなくて、やることもすごくいっぱいあって、時間がある程度抑えられなければいけないという意味では、この目標をつくっていくのは大変だろうなと思うのですが、やはり先生たちの働き方改革はとても大事なので、何をしたらいいかということは今のところ私からは言えないのですが、そういうところをなるべく取っていけるような、新しくやっていけることを一緒に考えていきたいと思います。

○藤吉委員 分かる範囲でいいのですが、2ページにウェルビーイングの向上ということで「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合80%を目指しますですが、今現在はどのくらいのパーセントなのかという傾向はありますか。

○就学支援課長 今手元にはないですが、これを策定するに当たって、県のほうで県費負担教職員のアンケートを取っているのです。

○藤吉委員 80%にはいっていないということですね。

○伊藤教育長 これを目指すということだから。

○藤吉委員 どのくらい低いのかなというか、60%ぐらいなのか、50%とかなのか。

○就学支援課長 今さっと出てこないですが、学校種によっても全然違います。支援学校であったり、小学校だったり、中学校だったり。数字は後でお伝えします。

○武井委員 校務全体の効率化ということで、これをやるに当たって、現状の先生たちの中でこれを効率化していくのか、例えば新しく人材を増やして、もっともっと効率化して、先生たちの負担を軽減していくのか。方向性はどんな感じでいくのか、お伺いできればと思います。

○就学支援課長 どちらかというと、人をつけたり、ＩＣＴ機器を用いたり、ＤＸを進めながら、外部から働き方改革を進めていくというのが方針になります。ただ、予算がかかるところもありますので、先ほど言ったように海老名市は県内ではかなり進んでいる状況です。例えば留守番電話の導入や閉庁期間の設定も、先ほど話題になっていた夏季休業期間中は閉庁期間です。８月５日から２０日まで、２週間以上取っています。県域で言うと大体３、４日とかなのです。いろいろなことを取り組めるところからどんどん取り組んでいるのが現状ですので、予算をつけていただける部分もちろんですが、いろいろな方面で手を打っていくという計画になっています。

○武井委員 うまく予算がついて、効率化できれば一番いいのですが。

○伊藤教育長 学校という場所は、私が入った頃、「伊藤さん、学校の仕事は親がやらないことを全てやるんだよ」ということで、保護者が朝飯をしっかりと食べさせないと、先生たちが食べさせていました。だから、そういう意味で言うと、やはり学校の教員たちの仕事を保護者の人たちによく分かっていただいて、保護者の方や地域の方々が共に協力して学校運営を進めるという考え方にならないと、学校に任せてしまえばという考えになってしまうと、もう教員の仕事は増えていきます。ここで言うと、例えば夜の見回りは学校の教員の仕事ではないとなっているのです。でも、それは、実を言うと、教員も含めて青少年健全連絡協議会の人たちがみんなでやるという考え方なので、これが出されたときに、地域の人たちにとっては冷たい措置ではないのかという意見も結構出たのです。だから、学校という場だが、やはりこれは保護者の方や地域の方々と共に協力して進めないと実現しないことなので、保護者の方がこれを見たら、「えっ、先生たちはもうこんなことはしないの」等いろいろな意見が出ると思うのですが、その辺も話し合って、何が必要なのかということで進めていくことが必要かなと思うので、このことが保護者の方に伝わって、また地域の方に伝わって、要するに子どもたちのために学校をどうするかということになりますので、そういう意味でご理解いただいて、一緒にやればなと思うのです。この後、この目標に向かって進みたいです。

○就学支援課長 今、教育長がおっしゃったように理解を求めるのが非常に重要かなと思

います。法律の改正に伴って、学校運営協議会でも、学校側からこういったことに取り組むのかを協議するような雰囲気になっていって、皆さんでいろいろやっていきたいと思いますというスタンスでやらせていただければなと思っています。

○伊藤教育長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第6号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第6号を原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程第7、議案第7号、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料32ページをご覧ください。議案第7号、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。こちらは、海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、趣旨を決定したため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、柳本健康給食係長からご説明いたします。

○健康給食係長 海老名市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正ということで、これは先ほど説明させていただきました、議会に上程する学校給食費に関する条例の改正に伴って、条例の施行規則についても一部改正させていただきたいというものになります。

内容につきましては、先ほどご説明させていただいた国による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施によりまして、小学校給食費の保護者負担が年額2480円に軽減されることから、現在、小学校の給食費保護者負担額は年額4万9500円を10回に分けて、1期で4950円納付していただいておりますが、その年額が来年度は2480円ということで、現在の1期分の4950円を下回ることになりますので、徴収事務の効率化を図るということから、規則を改正させていただきたいという趣旨でございます。

改正の内容につきましては、現在規則の第7条で学校給食費の納期を定めておりますが、現在は学校給食費を10期に分割し徴収するものとするという規定がございます。こ

ここに保護者負担の年額が一定額を下回った場合、現在、10回に分けて徴収しているものを第1期に一括して徴収できるという規定を追加させていただきたいというものでございます。実際に一定額という金額についてでございますが、先ほどご説明させていただいた4万9500円から4950円が1期になってございますので、現在の1期分の徴収額である4950円以下となった場合を想定しておりまして、現在切りのいいところで年額が4000円以下になった場合、代金を一括して徴収できるという規定を追加したいと考えております。

施行につきましては、条例の改正と併せて令和8年4月1日を施行期としたいものです。

今回の規定の改正につきましては特例を定めるものでありまして、あくまでも各納期、今は10期、5月から2月までの10回で給食費の年額を納付していただくところは変わりませんので、例えば徴収額が全て、第1期が2480円になるわけではなくて、年額2480円を10回に分けたもののうちから、第1期分にまとめて徴収させていただくような規定になってございます。

具体的にこういったところを想定しているかでございますが、給食費の納付につきましては、口座振替をお申し込みいただいている方と、納付書で銀行やコンビニで納付されている方、大きく分けると2つに分かれるのですが、そのうちの口座振替の方について、現在も保護者の方からご希望があれば、前納という形で10回分を第1期にまとめて徴収ということはさせていただいておりますが、ご希望されていない方につきましても、今回の規則の改定について期別ということで、毎月の引落としをご希望される方についても、今回一定の金額を下回った場合は第1期にまとめて徴収させていただくという規定の改正を想定しての改正になってございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。特例としてできる規定を追加するということでございます。

○武井委員 10期、毎回払っていたら248円ですからね。保護者向けの説明でうまく10期分を払うことを促すような文章の組み立てができればと思います。

○伊藤教育長 実質今までの1期分よりも安い金額、要するに下回る金額になりますので、説明してご理解いただいて、ご協力いただくという方向で進めるしかないかなとは思っているのですが、今の時点ではそうはなっていないので、特例としてできるという規則

の改正をしなくてはいけないということ。そのために今、これを提案していただいているということなのですが、これについてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、議案第7号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第7号を原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程第8、議案第8号、第3期海老名市社会教育計画の策定についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料34ページをご覧ください。議案第8号、第3期海老名市社会教育計画の策定についてご説明申し上げます。こちらは、現計画期間の満了に伴いまして、次期計画を策定したいため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、田中学び支援課長からご説明いたします。

○学び支援課長 別添の資料をご参照ください。1、趣旨でございます。現在、令和2年度に策定した第2期海老名市社会福祉計画の基づき「こどもと大人が共に育つ社会の構築」を目指し、社会教育の推進に取り組んでいるところでございます。現計画の計画期間が令和7年度、今年度で終了することから、今年度の社会教育委員会議において第3期海老名社会教育計画について検討を行い、第3期計画を立案したところでございます。

2、計画の期間です。令和8年度から令和12年度までの5箇年です。

3、計画の概要です。基本目標は、前計画、第2期計画から引き続き「こどもの活動支援をととして、こどもとこども、こどもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め・深め、こどもと大人が共に育つ社会の構築」としております。「目指すこどもの姿」を継続して掲げるのに加えまして、第3期からは「目指す大人の姿」も具体的に設定してございます。

4、パブリックコメントの実施結果です。裏面のとおりとなります。1名から1件の意見提出がありましたが、こちらは図書館の指定管理についてのご意見でしたので、計画には反映してございません。

次、5、計画（案）につきましては別冊資料3のとおりでございます。

6、スケジュール、2月6日、第5回の社会教育委員会議において計画案を決定いただきまして、本日教育委員会で決定いただきましたら、政策会議、最高経営会議にて報告を行います。

説明は以上です。

○伊藤教育長 別冊のものは皆さんのところにも届いていると思いますが、これが今年度1年間かけて、社会教育委員会議の中で委員が検討したということで、基本的には変わらないですが、第3期から「目指す大人の姿」と明記されたということでございますが、ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○藤吉委員 2ページの計画の期間ですが、5年間ということですね。最近の個別計画としては少し長い計画期間かなという感じがします。「上位計画との整合性などを踏まえ、社会教育委員会議に諮りながら必要に応じて見直しを行います」とあるので、毎年、社会教育委員会において、計画の進捗管理を実施していただいて、その状況に応じて、必要な場合には計画の見直し等を図っていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○学び支援課長 各年度の第1回目の社会教育委員会議にて、計画に沿った事業報告を議題として取り扱ってございます。その際に必要に応じて計画の見直し等に含めたいと考えております。

○伊藤教育長 教育委員会からの意見ということで、社会教育委員会でその意見を踏まえて進めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 社会教育委員さん方が1年かけてやったので、教育委員会としてもそれを尊重して、応援というか、共に進んでいきたい。私もそういう思いでございますので、よろしくお願いいたします。

ご質問等もないようですので、議案第8号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第8号を原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程第9、議案第9号は人事に関する案件であります。それぞれ海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第4号、第1号に該当することから、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第9について、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第9を非公開といたします。

つきましては、傍聴人は退室してください。

(秘 密 会 開 催)

.....

(秘 密 会 閉 会)

.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会2月定例会を閉会いたします。